

離島等供給特例承認申請書

2025 年 3 月 14 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 50 号
2025 年 3 月 14 日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年4月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年4月1日から2025年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕26 深夜電力(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島

約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）a から c または別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）a から c により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）d または別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ

(ロ) dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

- (1) 本供給条件の実施にともない、離島等供給約款以外の供給条件 (2024 年 12 月 20 日承認) は廃止いたします。
- (2) その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年11月1日から 2025年1月31日までの期間	2025年4月1日から 2025年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

（イ） 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

（a） 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	5 円 05 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	10 円 10 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	20 円 20 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	30 円 30 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	50 円 49 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	25 円 25 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	15 円 08 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	30 円 16 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	15 円 08 銭
	50 ボルトアンペアまでごとに	

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	41 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	81 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	81 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	8 円 14 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	8 円 14 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 円 55 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	4 円 28 銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 円 14 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	4 円 28 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	8 円 55 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	12 円 83 銭
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	17 円 10 銭
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	21 円 38 銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	15 円 39 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7 円 70 銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	130 円 00 銭
---------	------------

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	19 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時 につき	1 円 30 銭

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 30 銭
-------------	----------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋eに定める特別措置の燃料費調整単価
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円の場合
燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－eに定める特別措置の燃料費調整単価
- e 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	70 銭
------------	------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 39 銭 7 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
1 日	34 銭	69 銭	1 円 39 銭	2 円 09 銭	2 円 79 銭	3 円 49 銭
につき	9 厘	9 厘	7 厘	4 厘	3 厘	1 厘

ホ 農事用電力 C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 51 銭 5 厘
---------------------	--------------

ヘ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	21 円 23 銭 0 厘
---------	---------------

（2）従量制供給の場合

イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘

- ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
-------------	----------

- ハ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたことを踏まえ、支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される 2025 年 2 月分から 2025 年 3 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 2.5 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 1.3 円（消費税等相当額を含む）を、2025 年 4 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 1.3 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 0.7 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置の実施について、2024 年 12 月 20 日に承認いただいています。

このたび、2025 年 4 月 1 日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の離島等供給約款においても、引き続き、本措置を 2025 年 4 月分まで継続するため、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価
		(a)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	1 円 30 銭
	高圧で供給を受ける場合	70 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費 調整単価 (※2)
				(b)	(a) * (b)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	5 円 05 銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	10 円 10 銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	20 円 20 銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	30 円 30 銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	50 円 49 銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	25 円 25 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	15 円 08 銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	30 円 16 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	15 円 08 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	41 銭
		50VA 超過 100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626	81 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626	81 銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260	8 円 14 銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260	8 円 14 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費 調整単価(※2)
			(b)	(a) * (b)
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 契約	6.579	8 円 55 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	4 円 28 銭 (※3)
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.6445	2 円 14 銭
	1 kW 1 日につき	1 契約	3.289	4 円 28 銭
	2 kW 1 日につき	1 契約	6.578	8 円 55 銭
	3 kW 1 日につき	1 契約	9.867	12 円 83 銭
	4 kW 1 日につき	1 契約	13.156	17 円 10 銭
	5 kW 1 日につき	1 契約	16.445	21 円 38 銭
農事用電力 C (育苗・栽培需要)	1 kW 1 日につき	1 契約	11.842	15 円 39 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	7 円 70 銭 (※3)
深夜電力 A	1 月につき	1 契約	100.000	130 円 00 銭
従量電灯 A、 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	19 円 50 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上